【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年５月７日
【会社名】	株式会社ＳＵＭＣＯ
【英訳名】	ＳＵＭＣＯ ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	代表取締役　橋本 眞幸
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目２番１号
【電話番号】	03－5444－0808
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室経理部長　大磯 健二
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目２番１号
【電話番号】	03－5444－0808
【事務連絡者氏名】	執行役員 社長室経理部長　大磯 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、Ａ種種類株式の発行に関し、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第１項及び同条第２項第２号の規定に基づき、平成24年３月８日に臨時報告書を提出しておりますが、平成24年４月26日開催の当社第13期定時株主総会において、Ａ種種類株式の発行に関する議案が特別決議により承認され、及びＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行に必要な定款変更案が特別決議により承認され、並びに当該臨時報告書において未確定であった事項が確定する等、当該記載内容の一部に訂正が生じましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正内容】

訂正箇所は＿＿＿罫で示しております。

(8) 新規発行年月日（払込期日）

（訂正前）

平成24年５月11日又は平成24年５月12日から平成24年７月11日までの間で取締役会が別途定める日

（訂正後）

平成24年５月11日

(15) 第三者割当の場合の特記事項

⑦ 発行条件に関する事項

（ｉ）払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

（訂正前）

当社は、株式の株価及び株価変動率、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の配当条件、Ａ種種類株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得条項等のＡ種種類株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルにより算定した下記算定結果も参考に、割当予定先各社との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、１株当たりの払込金額を100,000,000円と決定いたしました。当社は、資本増強及び成長戦略投資に必要な資金の全額が本件第三者割当により確保できる見込であること、上記(10)②に記載した当社の置かれた様々な環境・諸事情及び現在の我が国の金融・経済状況等を勘案し、Ａ種種類株式の払込金額は公正な水準であるものと判断しております。

なお、当社は、Ａ種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、Ａ種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社が作成した本事業再生計画を前提に、当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社にＡ種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、Ａ種種類株式の価値評価報告書を取得いたしました。なお、当該価値評価報告書においては、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルに基づき一定の前提を置いた上で算定された結果、Ａ種種類株式の価格は、１株当たり109,530,845円（109.53%）とされております。

当社としては、上記の評価報告書の結果等を踏まえて、Ａ種種類株式の払込金額は合理的かつ公正であると考えておりますが、客観的な市場価格のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、Ａ種種類株式発行については、平成24年４月26日開催予定の本定時株主総会において、特別決議によるご承認をいただく予定です。

（訂正後）

当社は、株式の株価及び株価変動率、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式の配当条件、Ａ種種類株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭及びＢ種種類株式を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得条項等のＡ種種類株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルにより算定した下記算定結果も参考に、割当予定先各社との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、１株当たりの払込金額を100,000,000円と決定いたしました。当社は、資本増強及び成長戦略投資に必要な資金の全額が本件第三者割当により確保できる見込であること、上記(10)②に記載した当社の置かれた様々な環境・諸事情及び現在の我が国の金融・経済状況等を勘案し、Ａ種種類株式の払込金額は公正な水準であるものと判断しております。

なお、当社は、Ａ種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、Ａ種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社が作成した本事業再生計画を前提に、当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社にＡ種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、Ａ種種類株式の価値評価報告書を取得いたしました。なお、当該価値評価報告書においては、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルに基づき一定の前提を置いた上で算定された結果、Ａ種種類株式の価格は、１株当たり109,530,845円（109.53%）とされております。

当社としては、上記の評価報告書の結果等を踏まえて、Ａ種種類株式の払込金額は合理的かつ公正であると考えておりますが、客観的な市場価格のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、Ａ種種類株式発行について、平成24年４月26日開催の本定時株主総会において、特別決議によるご承認をいただきました。

(17) その他

（訂正前）

＜前略＞

② Ａ種種類株式の発行は、本定時株主総会においてＡ種種類株式の発行に関する議案の特別決議による承認並びにＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ることを条件とします。

（訂正後）

＜前略＞

② Ａ種種類株式の発行は、本定時株主総会においてＡ種種類株式の発行に関する議案の特別決議による承認並びにＡ種種類株式及びＢ種種類株式の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ることを条件としておりましたが、かかる事項につき本定時株主総会において特別決議による承認が得られました。

以上